

令和2年（2020年）4月3日  
教育委員会資料  
教育委員会事務局学校教育課

## 教育長の臨時代理による事務処理の指示について

### 1 指示する内容

中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号に基づき、学校の臨時休業の手續について、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

### 2 指示する理由

令和2年4月3日以降の臨時休業の取扱い等について、時機に応じて適切に判断する必要があるため。

### 3 教育長の臨時代理による事務処理を指示する内容

学校保健安全法第20条に基づく臨時休業及び臨時休業期間の決定

### 4 今後の予定

令和2年4月10日 教育委員会定例会 教育長の臨時代理による事務処理結果の報告